

第7章 景観まちづくり推進方策

1. 景観まちづくり推進方策
2. 景観まちづくりの推進主体



第7章 景観まちづくり推進方策

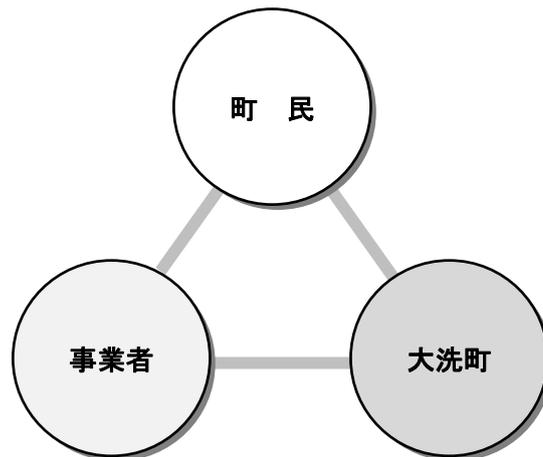
1. 景観まちづくり推進方策

(1) 景観まちづくり推進の考え方

景観まちづくりの推進にあたっては、町民、事業者、町などの主体が大洗町の持つ景観資源とその魅力を共有し、それぞれの立場で取り組みを行うことが重要です。

また、景観まちづくりは、良好な景観を保全・創出することに留まらず、大洗町の活性化や魅力づくりに繋げていくことが重要であり、景観まちづくりの意義や効果を認識して取り組むことも必要です。本計画で定めた内容の推進と、景観づくりの取り組みによる効果を大洗町のまちづくりに活用するため、各主体が以下のような点に留意して進めることとします。

身近な景観に関心を持ち、日常生活の中で、景観まちづくり活動に取り組みます。



景観づくりに携わるとともに、景観を生かした地域づくりの担い手として、観光や産業分野における活性化に取り組みます。

景観計画に基づく景観づくりを進めるための体制と制度を構築する他、景観行政団体として先導的な取り組みを行います。

(2) 景観まちづくり推進方策

景観計画で定めた内容を具体的に進めていくため、今後は次のような推進方策が考えられます。

■方策－１ 景観条例の制定(行政による景観誘導體制の充実)

景観計画に示した届出対象行為、景観形成基準等について、より実効性のある運用を行うため、景観計画策定後、速やかに大洗町の景観行政の根幹となる景観条例の制定を行います。

■方策－２ 先導的な景観プロジェクトの展開

公共施設は、景観要素の中でも重要な役割を担うものであり、その整備主体である行政は景観まちづくりにおいて先導的な役割を担う主体であると考えられます。また、大洗町は、県立自然公園区域等に指定される区域も多く、この取り組みは大洗町だけでなく茨城県と密に連携し進めることが期待されます。

そのため、主要な都市計画道路や公益施設等の大規模施設の整備については、先導的景観プロジェクトとして、当該地区の景観づくりに配慮した計画づくりを進めます。

■方策－３ 町民・事業者の景観づくりに対する動機づけ

景観は、身近な景観要素の組み合わせにより創出されるものであり、建築物や工作物の設置や緑化等の主体となる町民や事業者は、景観づくりにおいて重要な主体となります。そのため、本計画に基づく景観まちづくりを推進するために、良好な景観の創出に寄与する建築行為や、花いっぱい運動等の景観づくりの取り組みに対する支援制度や顕彰制度の充実を図ることが考えられます。

また、景観づくりは、長い期間を要する取り組みであるため、次世代を担う若い世代に対してもその必要性を浸透することが重要であり、教育の場における大洗町の景観資源や景観の魅力に関する啓発に取り組むことが考えられます。

■方策－４ 景観形成重点地区における景観まちづくりの推進方策

本計画では、宮下地区と都市計画道路駅前海岸線沿道地区について、景観形成重点地区に位置づけています。これらの地区においては、景観まちづくりワークショップを開催し、利害関係者との間で景観づくりの取り組みの必要性、景観形成基準等について議論を進めてきましたが、このような取り組みを契機に景観まちづくりを推進するため、地区単位での組織づくりに取り組み、景観づくりを継続して支援することが考えられます。

2. 景観まちづくりの推進主体

景観まちづくりの推進を図るため、本計画では「(仮称)大洗町景観審議会」の設置を想定しますが、景観法においては、景観計画実現のための組織として、「景観整備機構」や「景観協議会」等も示されていることから、必要に応じてこのような組織の活用を図ることを想定します。

また、景観重点地区に指定される地区においては、利害関係者により「地区協議会」等の形式で、継続的に景観づくりに取り組むための組織をつくることも考えられます。

■実施組織の構成案

実施組織	組織の構成
景観整備機構	<ul style="list-style-type: none"> 景観づくりに対する情報提供や合意形成、景観重要建造物等の買取や整備を進める組織として、NPOや公益法人等を対象に景観行政団体の長が指定する組織です。
景観協議会	<ul style="list-style-type: none"> 市民、事業者、行政が連携して景観まちづくりを推進する主体として、この三者により構成する組織です。
地区協議会	<ul style="list-style-type: none"> 当該地区の利害関係者により、景観づくりのコントロールや景観を生かした地域づくりイベント等の開催を行う組織です。